

山口県報

令和6年
10月31日
(木曜日)

目 次

○告示

- 対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止に関する告示の一部改正（自然保護課）……………
- 鳥獣保護区の指定に関する告示の一部改正（三件）（自然保護課）……………
- 特別保護地区の指定に関する告示の一部改正（自然保護課）……………
- 休猟区の指定（自然保護課）……………
- 特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示の一部改正（二件）（自然保護課）……………



山口県告示第三百一号

対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止に関する告示（平成九年山口県告示第七百三十四号）の一部を次のように改正する。

令和六年十月三十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

三 猟法を禁止する期間に関する部分中「令和六年十月三十一日」を「令和十一年十月三十一日」に改める。

山口県告示第三百二号

鳥獣保護区の指定に関する告示（昭和三十九年山口県告示第七百四号）の一部を次のように改正する。

令和六年十月三十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

田代鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十六年十月三十一日」を「令和十六年十月三十一日」に改める。

田代鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中「山口県長門農林事務所」を「山口県長門農林水産事務所」に改める。

八代鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十六年十月三十一日」を「令和十六年十月三十一日」に改める。

八代鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中「山口県周南農林事務所」を「山口県周南農林水産事務所」に改める。

石城山鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十六年十月三十一日」を「令和十六年十月三十一日」に改める。

石城山鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中「山口県柳井農林事務所及び山口県周南農林事務所」を「山口県柳井農林水産事務所及び山口県周南農林水産事務所」に改める。

山口県告示第三百三号

鳥獣保護区の指定に関する告示（昭和四十九年山口県告示第八百五十号）の一部を次のように改正する。

令和六年十月三十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

狗留孫山鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十六年十月三十一日」を「令和十六年十月三十一日」に改める。

阿武川ダム鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十六年十月三十一日」を「令和十六年十月三十一日」に改める。

阿武川ダム鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中「山口県萩農林事務所」を「山口県萩農林水産事務所」に改める。

向島鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十六年十月三十一日」を「令和十六年十月三十一日」に改める。

向島鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中「山口県山口農林事務所」を「山口県山口農林水産事務所」に改める。

田床山鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十六年十月三十一日」を「令和十六年十月三十一日」に改める。

田床山鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中「山口県萩農林事務所」を「山口県萩農林水産事務所」に改める。

厚狭鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十六年十月三十一日」を「令和十六年十月三十一日」に改める。

厚狭鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中「山口県美祿農林事務所」を「山口県美祿農林水産事務所」に改める。

青海島鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十六年十月三十一日」を「令和十六年十月三十一日」に改める。

青海島鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中「山口県長門農林事務所」を「山口県長門農林水産事務所」に改める。

指月山鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十六年十月三十一日」を「令和十六年十月三十一日」に改める。

指月山鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中「山口県萩農林事務所」を「山口県萩農林水産事務所」に改める。

山口県告示第三百四号

鳥獣保護区の指定に関する告示（平成十六年山口県告示第五百九十三号）の一部を次のように改正する。

令和六年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

三 存続期間に関する部分中「平成三十六年十月三十一日」を「令和十六年十月三十一日」に改める。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中「山口県美祿農林事務所」を「山口県美祿農林水産事務所」に改める。

山口県告示第三百五号

特別保護地区の指定に関する告示（昭和五十九年山口県告示第九百一号）の一部を次のように改正する。

令和六年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

向島鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成三十六年十月三十一日」を「令和十六年十月三十一日」に改める。

向島鳥獣保護区特別保護地区の四 特別保護地区の保護に関する指針に関する部分中「トビ、ウグイス、ホオジロ等」を「メジロ、トビ、ヤマガラ等」に改める。

狗留孫山鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成三十六年十月三十一日」を「令和十六年十月三十一日」に改める。

狗留孫山鳥獣保護区特別保護地区の四 特別保護地区の保護に関する指針に関する部分中「メジロ、マヒワ、ヤマガラ等」を「エナガ、ヤマガラ、シジュウカラ等」に改める。

青海鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成三十六年十月三十一日」を「令和十六年十月三十一日」に改める。

青海鳥獣保護区特別保護地区の四 特別保護地区の保護に関する指針に関する部分中「メジロ、ウミウ、トビ等」を「オオバン、トビ、メジロ等」に、「山口県長門農林事務所」を「山口県長門農林水産事務所」に改める。

指月山鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成三十六年十月三十一日」を「令和十六年十月三十一日」に改める。

指月山鳥獣保護区特別保護地区の四 特別保護地区の保護に関する指針に関する部分中「シメ、メジロ、シジュウカラ等」を「ヤマガラ、メジロ、ウミネコ等」に、「山口県萩農林事務所」を「山口県萩農林水産事務所」に改める。

田床山鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成三十六年十月三十一日」を「令和十六年十月三十一日」に改める。

田床山鳥獣保護区特別保護地区の四 特別保護地区の保護に関する指針に関する部分中「シジュウカラ、エナガ、メジロ等」を「ヤマガラ、シジュウカラ、メジロ等」に、「山口県萩農林事務所」を「山口県萩農林水産事務所」に改める。

山口県告示第三百六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条第一項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

令和六年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 名称 三谷東休猟区
 - 二 区域 山口市徳地串、徳地鯖河内及び徳地三谷の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 一、八三八ヘクタール）
 - 三 存続期間 令和六年十一月一日から令和九年十月三十一日まで
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 名称 奈美・鈴屋休猟区
 - 二 区域 防府市大字上右田、大字下右田、大字鈴屋、大字高井、大字中山及び大字奈美の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 二、二六〇ヘクタール）
 - 三 存続期間 令和六年十一月一日から令和九年十月三十一日まで
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 名称 弥富上下・鈴野川休猟区
 - 二 区域 萩市大字鈴野川、大字弥富上及び大字弥富下の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 二、三七八ヘクタール）
 - 三 存続期間 令和六年十一月一日から令和九年十月三十一日まで
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百七号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示（平成十六年山口県告示第六百七十八号）の一部を次のように改正する。

令和六年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

牛島特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分中「令和六年十月三十一日」を「令和十六年十月三十一日」に改める。

山口県告示第三百八号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示（平成十六年山口県告示第五百九十九号）の一部を次のように改正する。

令和六年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

金剛山特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成三十六年十月三十

一日」を「令和十六年十月三十一日」に改める。
金剛山特定猟具使用禁止区域の四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分
中「山口県周南農林事務所」を「山口県周南農林水産事務所」に改める。

大海内浜特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成三十六年十月三十一日」を「令和十六年十月三十一日」に改める。

大海内浜特定猟具使用禁止区域の四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分中「山口県山口農林事務所」を「山口県山口農林水産事務所」に改める。